添付資料３

# 新可燃ごみ処理施整備事業

# 優先交渉権者選定基準

令 和 ２ 年 ４ 月

鹿島地方事務組合

【優先交渉権者選定基準 目次】

第１　優先交渉権者選定の手順 ..... 1

1-1　優先交渉権者選定基準の位置づけ ..... 1

1-2　選定の手順 ..... 1

1-2-1　提案内容の審査 ..... 1

第２　提案書類の審査 ..... 4

2-1　基礎審査 ..... 4

2-1-1　提案書類の確認 ..... 4

2-1-2　提案内容の確認 ..... 4

2-2　企画提案書及び提案設計図書の審査 ..... 4

2-2-1　審査項目 ..... 4

2-2-2　技術評価点に関する得点化方法 ..... 5

2-3　価格提案書の審査 ..... 6

2-3-1　価格評価点に関する得点化方法 ..... 6

2-4　総合評価点に関する得点化方法 ..... 6

第３　審査結果の公表 ..... 8

# 第１　優先交渉権者選定の手順

## 1-1　優先交渉権者選定基準の位置づけ

新可燃ごみ処理施設整備事業（以下「本事業」という。）を実施する事業者は、エネルギー回収型廃棄物処理施設の整備に係る専門的な知識やノウハウを有することが必要となることから、優先交渉権者の選定に当たっては、提案価格はもとより技術的な提案内容によって優先交渉権者を決定するプロポーザル方式を採用する。

「新可燃ごみ処理施設整備事業　優先交渉権者選定基準」（以下「優先交渉権者選定基準」という。）は、公募説明書と一体のものである。

なお、優先交渉権者選定基準は、発注仕様書等の内容を踏まえ、応募者から提出された提案書類を客観的に評価する基準及び方法等を示し、応募者の行う提案に具体的な指針を与えるものである。

## 1-2　選定の手順

本事業における優先交渉権者の選定は、図-１に示す手順で実施する。

### 1-2-1　提案内容の審査

① 企画提案書及び提案設計図書の基礎審査　【事務局審査】

事務局は企画提案書及び提案設計図書を確認し、書類の提出状況の確認、提案内容の齟齬の有無に関する基礎審査を行う。

ただし、基礎審査の段階において、公募説明書に記載した本組合が提出を求める書類に明らかな不足が確認された場合は失格とする。

② 企画提案書及び提案設計図書の審査　【審査会審査】

審査会は、応募者が提出した企画提案書及び提案設計図書の内容について、応募者と技術対話を行った上で、後段に示す得点化基準に従って評価する。

③ 価格提案書の審査　【審査会審査】

審査会は、技術対話後に開封する価格提案書について、後段に示す得点化基準に従って評価する。なお、提案された価格が見積上限額を超えている場合は失格とする。

④ 総合評価点の算出

審査会は、提案書類の審査における得点を合計し、総合評価点を算定する。

⑤ 優先交渉権者等の選定

審査会は、総合評価点が最も高い提案を行った応募者を優先交渉権者とし、次いで総合評価点が高い提案を行った応募者を次点交渉権者として選定する。なお、総合評価点の最も高い提案が複数ある場合、くじ引きにより優先交渉権者を選定する。また、提案者が１社の場合、特定要求事項に関する評価が各項目ともにＤ判定以上の場合、優先交渉権者として選定する。

⑥ 事業者の決定

発注者は、審査会の選定結果を踏まえ、優先交渉権者と契約内容等の協議を行い、協議が整った場合には、優先交渉権者を施設整備事業者とし事業契約を締結する。優先交渉権者との協議が整わない場合、発注者は、次点交渉権者と協議を行う。

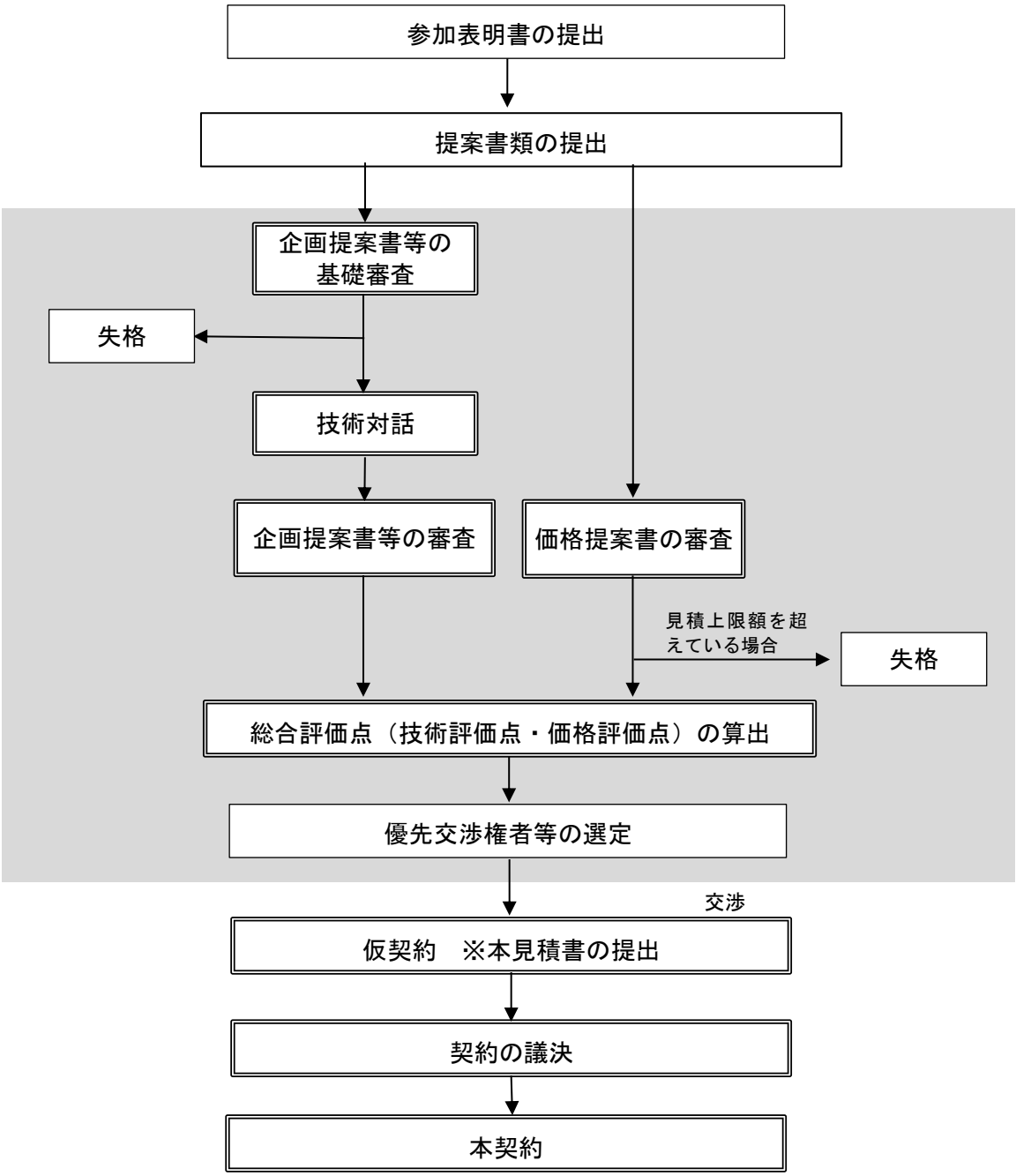


※優先交渉権者･次点交渉権者を選定する審査会の事務は図中網掛け部分

図- 1　優先交渉権者選定の手順

# 第２　提案書類の審査

## 2-1　基礎審査

### 2-1-1　提案書類の確認

公募説明書 5-3 に記載された提出書類が全て揃っていることを確認する。

### 2-1-2　提案内容の確認

企画提案書及び提案設計図書に記載された内容が、次の事項を満たしていることを確認する。なお、審査項目のうち、表-1 に示す方法により数値化できる項目については事務局で点数化を行う。

〔確認事項〕

①　特定要求事項に対する提案に不足がないこと。（様式第 11 号に関する事項）

②　同一事項に対する２通り以上の提案がないこと。

③　提案設計図書の内容が発注仕様書に示す要求水準を満たしていること。

④　提案設計図書の内容に齟齬がないこと。

## 2-2　企画提案書及び提案設計図書の審査

企画提案書及び提案設計図書に記載された内容について、次の審査方法に従い審査する。

### 2-2-1　審査項目

企画提案書及び提案設計図書における審査項目については 50 点満点（技術評価点）とし、施設の特性を踏まえつつ、施設の性能及び自主的な提案事項への配慮・工夫度合を評価することとする。審査項目及び配点については、表-6 のとおりである。

2-2-2　技術評価点に関する得点化方法

①　技術評価点は、表-１に示す算定方法により評価し、得点化する。

表-１　技術評価点の算定方法

| 算定内容 |
| --- |
| 各審査項目の技術評価点<br><br>定性的評価　＝　配点×評価段階（Ａ～Ｅ）<br><br>定量的評価　＝　配点×ｂ／ａ　　･･･最低提案値が高い評価となる審査項目<br><br>又は 配点×ａ／ｃ　　･･･最大提案値が高い評価となる審査項目<br><br>※１　ａ：当該応募者の提案値、ｂ：最低提案値、ｃ：最大提案値<br>※２　技術評価点は小数第３位を四捨五入して、小数第２位まで算出する。 |

②　表-６に示す審査項目について審査会で評価を行い、審査項目ごとに得点化する。なお、提案内容の評価は定性的評価の場合、表-２に示す５段階評価により得点化するものとし、定量的評価の場合は表-３に示す方法により得点化する。

表-２　定性的評価の得点化方法

| 評価段階 | 審査基準 | 得点化方法 |
| --- | --- | --- |
| A | 評価項目において特に優れている | 配点×1.00 |
| B | ＡとＣの中間 | 配点×0.75 |
| C | 評価項目において優れている | 配点×0.50 |
| D | ＣとＥの中間 | 配点×0.25 |
| E | 評価項目において優れていると認められない | 配点×0.00 |

表-３　定量的評価の得点化方法

| 得点化方法 |
| --- |
| 定量的評価　＝　配点×ａ／ｃ　　･･･最大提案値が高い評価となる審査項目<br><br>※１　ａ：当該応募者の提案値　ｃ：最大提案値<br>※２　技術評価点は小数第３位を四捨五入して、小数第２位まで算出する。 |

## 2-3　価格提案書の審査

価格提案書における審査は 50 点満点（価格評価点）とし、表- 4 に示す方法により得点化する。

### 2-3-1　価格評価点に関する得点化方法

価格提案書で提示された金額は、表- 4 に示す算定方法により得点化する。

表- 4　定量的評価の得点化方法

| 得点化方法 |
| --- |
| 定量的評価　＝　配点×ｂ／ａ　　･･･最低提案値が高い評価となる審査項目<br>※１　ａ：当該応募者の提案値、ｂ：最低提案値<br>※２　技術評価点は小数第３位を四捨五入して、小数第２位まで算出する。 |

## 2-4　総合評価点に関する得点化方法

「2-2 企画提案書及び提案設計図書の審査」及び「2-3 価格提案書の審査」により算定した得点から、表- 5 に示す算定方法により、各応募者の総合評価点を算定し、その結果を審査会で審議し決定する。

表- 5　総合評価点の算定方法

| 算定内容 |
| --- |
| 総合評価点　＝　技術評価点　＋　価格評価点<br>（満点 100 点）　（満点 50 点）　（満点 50 点） |

表- 6　審査項目及び配点

| 審査項目 | | | 配点 |
|---|---|---|---|
| 大項目 | 中項目 | 小項目 | |
| 技術評価点 | 1）施設計画及び配置計画 | 全体配置計画（動線計画） | 4 |
| | | 設備配置計画及び作業員の動線計画 | 2 |
| | | 見学者動線計画 | 2 |
| | 2）処理システム | ごみ量及びごみ質の変動への対応 | 2 |
| | | 災害時に対する設計思想 | 2 |
| | 3）施工計画 | 車両渋滞への配慮 | 3 |
| | | 隣接施設への配慮 | 3 |
| | | 工事車両の配置計画 | 3 |
| | | 資材等の搬入計画 | 2 |
| | | 工期短縮への対応 | 5 |
| | 4）環境対策 | 公害防止基準値（性能保証値） | 2 |
| | | エネルギー回収率に対する提案 | 2 |
| | 5）財政負担の低減 | 用役費の具体的な削減提案 | 2 |
| | | 施設の長寿命化に対する提案 | 2 |
| | | 人員配置計画 | 2 |
| | | 令和2年度及び令和3年度の出来高※ | 5 |
| | 6）地元配慮 | 地元企業の活用 | 3 |
| | | 事業地周辺への配慮 | 2 |
| | 7）その他 | 独自の技術提案 | 2 |
| | 小計 | | 50 |
| 価格評価点 | 1）提案価格 | 提案価格※ | 50 |
| 合　計 | | | 100 |

注）表中の※は定量的評価項目

## 第３　審査結果の公表

審査結果については、公表を行うとともに、応募者に対しては個別に通知する。